

## 第13次 一般外国投資ネガティブリスト

(2026年4月13日公示、同4月28日施行)

### リストA：憲法及び法律により、外国資本が制限される分野<sup>1</sup>

#### 外国資本が認められない分野

1. マスメディア（レコーディング、インターネットビジネスを除く）<sup>2</sup>
2. 法人としての建築設計業<sup>3,4</sup>
3. 協同組合（フィリピン国籍を喪失した生来のフィリピン人による投資を除く）<sup>5</sup>
4. 民間警備会社
5. 小規模鉱業
6. 群島水域、領海、排他的経済水域における海洋資源の利用、および河川、湖沼、湾、潟における小規模な天然資源の利用
7. 闘鶏場の所有、運営、管理
8. 核兵器の製造、修理、備蓄、流通
9. 生物兵器、化学兵器、放射線兵器、対人地雷の製造、修理、備蓄、流通<sup>6</sup>
10. 爆竹その他の花火装置の製造、小売

#### 外国資本が25%以下に制限される分野

11. 国内および海外雇用向けの民間人材紹介業
12. 防衛関連施設の建設請負

<sup>1</sup>本リストに基づく外国資本の参入は該当する条約、国際協定、行政協定に準ずるものとする。

<sup>2</sup>司法省書簡第40号では「インターネットビジネス」はメッセージ伝達を担うインターネット接続事業者を指し、情報やコンテンツのクリエイターは該当しない。

<sup>3</sup>2021年10月12日付経済計画開発省宛司法省書簡では「相互主義に基づき、フィリピンで専門的業務への従事が認められている外国人資格者は、規制機関や関連法の制限を条件に、同じ専門職に従事する法人の株式を保有できる」としている。

<sup>4</sup>建築設計士の登録と免許を有するフィリピン国民のみが、建築設計事務所、会社、パートナーシップ、組合、法人を設立できる。（共和国法第9266号第37条）

<sup>5</sup>フィリピン国籍を喪失した生来のフィリピン人は、協同組合への投資においてフィリピン国籍者と同等の権利を有する。（共和国法第8179号第4条）

<sup>6</sup>フィリピンが締結および支持する各種条約および協定に基づく。

## 外国資本が30%以下に制限される分野

13. 広告業

## 外国資本が40%以下に制限される分野

14. 払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売業<sup>7</sup>
15. 天然水源からの取水を含む、天然資源の探査、開発、利用<sup>8</sup>。但し (a) 鉱物、石油、鉱物油の大規模探査、開発、使用に関する技術的または経済的支援の協定で大統領が署名するものと、(b) 100%外国資本の参入が認められている太陽風、風力、水力、海洋・潮汐エネルギー等の再生可能エネルギーを除く<sup>9</sup>
16. 私有地の所有（フィリピン国籍を喪失した生来のフィリピン人で、フィリピンの法律に基づき契約を締結する法的能力を有する者を除く）
17. 公益事業の運営<sup>10,11</sup>
18. 教育機関（宗教団体・ミッションボードが設立するもの、外交官等の短期滞在外国人向けのもの、正規教育機関に該当しない短期の高度技能開発を目的とするものを除く）<sup>12</sup>
19. 株式売却の期間規定を条件とし、米およびトウモロコシの栽培、生産、製粉、加工、取引（小売を除く）ならびにその副産物の取得<sup>13</sup>

---

<sup>7</sup>外国資本のパートナーシップ、組合、法人の(a) 払込資本金が2,500万ペソ以上であること、(b) 本国がフィリピン人小売業の参入を禁じないこと、(c) 1店舗あたり1,000万ペソ以上の投資を実行することを条件に、小売業への従事および投資を認める。（共和国法第11595号第2条）

<sup>8</sup>大統領令第1067号「フィリピン水法」第15条、2012年10月9日付最高裁判例G.R. No.192088（IDEALS対PSALM事件）、2022年司法省書簡第21号、エネルギー省令第DC2022-11-0034号

<sup>9</sup>司法省書簡第21号では「太陽光、風力、水力、海洋・潮汐エネルギー源は、憲法第12章第2条における『天然資源』という用語の適用範囲外にあり、『すべての潜在エネルギー』という用語は運動エネルギーを含まないと理解されるべきであることから、本省は太陽光、風力、水力、海洋・潮汐エネルギーの探査、開発、利用は、第2条に基づく外国資本40%以下の制限対象とされるべきではないと確信する。」としている。

<sup>10</sup>公益企業の意思決定機関への外国投資家の参加は出資比率の範囲内に制限されるものとし、当該企業および組織の役員はフィリピン国民でなければならない。（憲法第12章第11条）

<sup>11</sup>公益事業とは、公共利用を目的とした以下のいずれかを運営、管理、統制する公共サービスを指す。(1) 配電、(2) 送電、(3) 石油および石油製品のパイプライン輸送システム、(4) 水道パイプライン配水システム、下水パイプラインシステムを含む排水パイプラインシステム、(5) 港湾、(6) 公共交通車両。別途法律の定めがない限り、なにもも公益事業とはみなされない。（コモンウェルス法第146号第13条、共和国法第11659号第4条により改正）

<sup>12</sup>教育機関の監督と運営はフィリピン国民に帰属する。（憲法第14条4[2]項）

<sup>13</sup>実際の事業稼働から30年以内に、外国人投資家が60%以上の持分をフィリピン国民に譲渡・売却することを条件として、100%外国資本が認められる。（大統領令194号第5条、1998年国家食糧庁評議会決議第193号）

20. 政府の物品調達<sup>14,15,16</sup>
21. 政府のインフラプロジェクト調達<sup>17</sup>（フィリピン企業が有していない技術や手法が構造物の建設に必要とする場合には75%まで外国資本が認められる<sup>18</sup>）
22. 政府のコンサルティングサービス調達<sup>19,20</sup>
23. 商業用漁船の運営
24. コンドミニアム・ユニットの所有

### **外国資本が100%まで可能とされる分野**

25. 電気通信の運営、管理（外国人事業者の本国がフィリピン国民に相互主義を認めている場合。相互主義が存在しない場合は外国資本は50%に制限される）

---

<sup>14</sup> 共和国法第12009号「政府調達新法」施行規則52.4.1.1条(b)、(c)、(e)項

<sup>15</sup> 外国人入札者は、以下のいずれかの状況において入札参加資格を得ることができる。(i) 条約、国際協定、行政協定にて規定される場合、(ii) 外国人業者がフィリピン国民、法人、組合に対して相互の権利や特権を認める法律および規則を有する国の国民、法人、組合である場合、(iii) 調達対象の物品が現地業者から入手できない場合、(iv) 競争を無効にするまたは取引を阻害する状況を防ぐ必要がある場合。(共和国法第12009号施行規則第52.4.1.2条)

<sup>16</sup> 共和国法第11981号「Tatak Pinoy（誇り高きフィリピン人）法」第12条

<sup>17</sup> 共和国法第12009号施行規則52.4.2.1条(b)、(c)、(e)項

<sup>18</sup> 共和国法第12009号施行規則52.4.2.1条(e)項

<sup>19</sup> 共和国法第12009号施行規則52.4.3.1条(b)、(c)、(e)項

<sup>20</sup> プロジェクト遂行に必要な知識と能力をフィリピン人コンサルタントが有していない場合に、調達者（Head of the Procuring Entity）の判断により、外国人コンサルタントを採用できる。(共和国法第12009号施行規則第52.4.3.3条)

**リストB：安全保障、防衛、公衆衛生と道徳のリスク、中小零細企業保護を理由とした外資規制分野****外国資本が40%以下に制限される分野**

1. フィリピン国家警察の許可を必要とする製品および原料の製造、修理、保管、流通：
    - a. 銃器（拳銃から散弾銃まで）、銃器の部品と弾薬、銃器製造に使用されるまたは使用されることが意図された計器、器具
    - b. 火薬
    - c. ダイナマイト
    - d. 爆破用品
    - e. 爆薬の製造に使用される原料：
      - i. 塩素酸カリウムおよび塩素酸ナトリウム
      - ii. 硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムバリウム、硝酸銅（11）、硝酸鉛（11）、硝酸カルシウム、赤銅鉱
      - iii. 硝酸
      - iv. ニトロセルロース
      - v. 過塩素酸アンモニウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム
      - vi. ジニトロセルロース
      - vii. グリセロール（グリセリン）
      - viii. 無定形リン（赤リン）
      - ix. 過酸化水素
      - x. 硝酸ストロンチウム粉末
      - xi. トルエン
    - f. 望遠照準器、スナイパースコープ、その他類似装置
- 但しこれらの品目の製造および修理はフィリピン国家警察長官により、外国人に特別に許可される場合がある。<sup>21</sup>
2. 物理的に国内に存在する法人による物資の開発、生産、製造、組立、サービス、運用<sup>22</sup>
  3. 法律で許可された危険薬物の流通、製造
  4. サウナ、スチームバスハウス、マッサージクリニック、公衆衛生と道徳のリスクを理由に法律で規制されるその他の類似活動
  5. あらゆる形態のギャンブル（フィリピン娯楽賭博公社との投資協定の対象は除く）
  6. 払込資本金が20万米ドル未満の国内市場向け中小零細企業

<sup>21</sup>外国資本比率はフィリピン国家警察の許可と承認を必要とする。

<sup>22</sup>物資とは軍事技術、兵器システム、武器、弾薬、戦闘服、装甲、車両、その他類似の軍事装備品や資材を指す。（共和国法第12024号「自主国防体制活性化法」第3条[g]項）

7. 払込資本金が10万米ドル未満の国内市場向け中小零細企業で、以下のいずれかを満たすもの
- (i) 科学技術省が認定する先進技術を伴うもの
  - (ii) 貿易産業省、情報通信技術省、科学技術省にスタートアップ企業またはスタートアップ支援対象として承認されたもの
  - (iii) 直接雇用する従業員の過半数以上がフィリピン人で、フィリピン人従業員数が15名以上であるもの